

平成24年1月16日
中部経済産業局

中小企業信用保険法第2条第4項第1号の規定に基づく再生手
続開始申立等事業者の指定（セーフティネット保証）について

平成24年1月16日付け経済産業省告示第2号により、下記の事業者が指定されまし
た。

[当該指定の趣旨]

中小企業の連鎖倒産防止のため、大口の再生手続開始申立等事業者を告示指定すること
によって、当該指定事業者に係る売掛金債権等を有している関連中小企業者（ただし、債
権額50万円以上又は取引依存度20%以上の者）に対し、信用保証協会の保証について、
別枠で普通保証2億円、無担保保証8000万円等の保証（セーフティネット保証）を受
けられるよう特別措置が講じられたものです。

記

事業者名	水谷建設株式会社
所在地	三重県桑名市大字蛸塚新田328番地
代表者	水谷 正之
資本金	1億4550万円
従業員	354名
事業内容	土木建築請負・土木建築資材並びに砂利採取販売等
申立等年月日	平成23年12月1日
申立事由	更生手続開始申立（大阪地方裁判所）
指定期間	平成23年12月1日～平成24年11月30日

（お問い合わせ先）

中部経済産業局 産業部 中小企業課長 瀬賀
担当：篠田
電話：052-951-2748

中小企業信用保険法第2条第4項第1号の規定に基づく再生手続開始申立等事業者の指定（セーフティネット保証）概要について

経済産業省では大型倒産等が発生した場合、関連中小企業者の資金繰りを円滑にし、また連鎖倒産を防止する観点から中小企業信用保険法に基づく“セーフティネット保証制度”を設けております。

1. 制度の概要

この制度は、大型倒産等の影響を受ける中小企業に対して、信用保証協会の保証条件を優遇することによって資金繰りの悪化を防止するもので、具体的には、ある一定以上の要件を満たした大型倒産等の事業者（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立等を含む）に対し、経済産業大臣が中小企業信用保険法に基づき「再生手続開始申立等事業者」に指定します。

この指定によって、当該企業に債権（50万円以上）を有するか、取引依存度が20%以上の中小企業者は、保証協会から指定期間の1年間に限り、

○一般保証限度額	普通保証	2億円
	無担保保証	8000万円
	無担保無保証人保証	1250万円

+

○別枠保証限度額	普通保証	2億円
	無担保保証	8000万円
	無担保無保証人保証	1250万円

保証限度額の別枠化の優遇をうけることができます。

2. 認定手続について

再生手続開始申立等事業者に対し50万円以上の債権を有するか、取引依存度が20%以上の中小企業者が、本制度を利用する場合は、所在地の市町村の商工担当課の窓口に認定申請書を2通提出、認定を受けた後、希望の金融機関または信用保証協会に認定書を持参の上、保証付き融資を申し込むことが必要となっております。

なお、申込み後は金融上の審査があるため、上記制度を無条件で受けられるものではありません。

3. その他連鎖倒産防止制度

①セーフティネット貸付制度【取引企業倒産対応資金】

○運営主体

日本政策金融公庫

○対象となる方

関連企業の倒産により経営に困難をきたしているものの、中長期的にはその業況が回復すると見込まれる方。

○資金使途

運転資金

○貸付限度額

中小企業事業：別枠1億5000万円以内（旧中小公庫）

国民生活事業：別枠3000万円以内（旧国民公庫）

○貸付利率

基準金利

○貸付期間

7年以内（うち据置期間1年以内）

○問い合わせ先

日本政策金融公庫各支店

②中小企業倒産防止共済制度

○運営主体

中小企業基盤整備機構

○対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者。

○支援内容

加入後6ヶ月以上経過して取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付を受けることができます。

○貸付限度額

3200万円以内

○貸付条件

無担保、無保証、無利子

○貸付期間

5年（うち据置期間6ヶ月）

○問い合わせ先

中小企業基盤整備機構共済相談室、金融機関の本・支店、商工会・商工会議所、都道府県中小企業団体中央会